

監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年9月30日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

鳳来総合支所
地域課

監査結果報告年月日

令和元年7月5日

監査結果に対する措置通知年月日

令和元年9月18日

講じた措置等の内容

鳳来総合支所

【地域課】

《意見》

公有財産について、種目、用途毎整理をされ、未利用地、処分地などの経年変化が分かるような台帳整理を検討されたい。

《措置内容》

公有財産について、公図等により所在地や利用状況の確認を順次進めております。現存する書類を精査し、経年変化をとりまとめ、台帳整理に努めてまいります。